

# 定款

一般社団法人宮城県老人保健施設協会

令和7年2月1日作成

# 一般社団法人宮城県老人保健施設協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県老人保健施設協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

### (目的)

第3条 宮城県における介護老人保健施設が協力し、相互理解のもとに、施設の更なる発展と使命遂行により、県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 施設におけるサービスの質の確保、向上に関する調査、研究及び指導
2. 施設の管理運営の適正化及び経営安定に関する調査、研究及び支援
3. 施設に係る保健・医療・福祉関係者の連携による、研修、研究及び支援
4. 行政その他関係機関、関係団体との連携、連絡、調整に関する事業
5. 老人保健施設関係者に対する研修事業
6. 介護老人保健施設を広く県民に理解してもらうための機関誌等の発行及び配布
7. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告によって行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び会員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設の代表者
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設を開設しようとする者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金及び会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

#### **(会員資格喪失に伴う権利及び義務)**

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## **第3章 社員総会**

#### **(社員総会)**

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

#### **(招集)**

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

#### **(決議の方法)**

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### **(議決権)**

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

#### (議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

#### (議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員等

#### (員数)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

#### (選任等)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### (任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (代表理事・職務権限)

第 22 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

#### (監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員報酬等)

第 24 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

#### (取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

#### (招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### (理事会規則)

第 31 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 解 散

#### (解散の事由)

第 32 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 社員総会の決議。

(2) 法人の合併。

(3) 社員が欠けたとき。

(4) 法人の破産手続開始決定。

(5) 解散を命ずる裁判。

### **(残余財産の帰属)**

第 33 条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第 7 章 会 計**

### **(事業年度)**

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 35 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(事業報告及び決算)**

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）



(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

**(剰余金の分配)**

第37条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第8章 附 則

**(最初の事業年度)**

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

**(設立時の役員)**

第39条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	小林誠一
設立時理事	朝倉秀雄
設立時理事	曾根正彦
設立時理事	洞口篤
設立時理事	小林恒三郎
設立時理事	坂東毅彦
設立時理事	丹正義
設立時理事	大内義隆
設立時監事	土井勝幸

**(設立時代表理事)**

第40条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

仙台市太白区西中田五丁目27番37号

設立時代表理事 小林誠一

**(設立時社員の氏名又は名称及び住所)**

第41条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

仙台市太白区西中田五丁目27番37号

小林誠一

宮城県白石市字本町89番地

朝倉秀雄

仙台市青葉区中山五丁目12番40号

曾根正彦

**(法令の準拠)**

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人宮城県老人保健施設協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人りそえる 代表社員 佐々城理は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年2月28日

仙台市太白区西中田五丁目27番37号

小林誠一

宮城県白石市字本町89番地

朝倉秀雄

仙台市青葉区中山五丁目12番40号

曾根正彦

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

宮城県仙台市青葉区春日町 7 番 3 2 号

司法書士法人りそえる

代表社員 佐々城 理